

令和7年9月

下松市企画財政部技術監理課

工事請負契約におけるスライド条項の運用について (お知らせ)

下松市では、工事請負契約において、賃金水準や物価水準の変動に伴い、請負代金額の変更が必要となった場合、以下のスライド条項を山口県の運用に準じて適用します。

1 スライド条項

- (1)全体スライド【工事請負契約約款第25条第1項～第4項】
- (2)単品スライド【同第25条第5項】
- (3)インフレスライド【同第25条第6項】

2 適用

- ・令和7年9月10日より適用する。

3 その他

- ・運用基準等は、山口県土木建築部技術管理課のウェブサイトに掲載されています。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>)
- ・これに伴い次の4件については令和7年9月10日をもって廃止します。
 - (1)下松市建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用基準〔令和4年9月〕
 - (2)下松市建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル〔令和4年9月〕
 - (3)下松市建設工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用基準〔令和4年9月〕
 - (4)賃金等の変動に対する下松市建設工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)〔令和5年1月〕